令和5年3月31日 告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民活動への参加機会の拡大及び市民活動団体のネットワークの 構築を図ることを目的として、紀の川市内で活動を行う市民活動団体の登録及び公表 を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民活動団体)

- 第2条 この告示において「市民活動団体」とは、自発性及び公益性のある市民活動を 行う、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定 非営利活動法人、ボランティアグループ等であって、次の各号のいずれにも該当する ものをいう。
 - (1) 紀の川市内に事務所を有する団体又は主に紀の川市内で活動する団体であること。
 - (2) 設立から1年以上経過しており、活動実績が1年以上あること。
 - (3) 構成員が5名以上であること。
 - (4) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする団体でないこと。
 - (5) 会員相互の共益的若しくは互助的な活動、趣味又は娯楽のみを目的とする団体でないこと。
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体 でないこと。
 - (7)公共の利益を害するおそれがあると市長が認める団体でないこと。 (登録の申請)
- 第3条 市民活動団体に登録を希望する市民活動団体(以下「申請者」という。)は、 紀の川市市民活動団体登録申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しな ければならない。
 - (1) 市民活動団体の活動実績を示す書類
 - (2) 市民活動団体の活動予定を示す書類
 - (3) 構成員名簿
 - (4) 誓約書(様式第2号)

(登録の決定)

第4条 市長は、申請者から前条の規定により申請があった場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、紀の川市市民活動団体登録決定通知書(様式第3号)又は紀の川市市民活動団体不登録決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(登録及び登録事項)

- 第5条 市長は、前条により登録を決定した市民活動団体(以下「登録団体」という。
 -)について、次に掲げる事項を紀の川市市民活動団体登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。
 - (1) 団体名
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 事務所の所在地及び連絡先
 - (4) 設立の時期
 - (5)団体の目的及び活動分野
 - (6)活動内容に関する事項
 - (7) 規約等の有無
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (登録団体についての情報発信)
- 第6条 市長は、次に掲げる事項について、登録団体の活動を発信することができる。 ただし、これによって当該登録団体の活動に支障をきたすおそれがある場合において は、この限りでない。
 - (1)登録された情報(登録団体が公表を希望しない情報を除く。)を市ホームページ 等により広く市民に公表すること。
 - (2)登録団体の活動に関する問い合わせに対し、登録団体の情報を提供すること。 (登録団体に対する支援)
- 第7条 市長は、次に掲げる事項について、登録団体の活動を支援するものとする。
 - (1) 市が行う市民協働の推進に関する事業等の情報の提供
 - (2)輪転機等の無償貸出
- 2 登録団体が前項第2号の規定による支援を受けた場合は、使用後に輪転機等使用報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 登録団体は、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、紀の川市市民活動団体登録変更・抹消届(様式第6号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(変更の承認等)

- 第9条 市長は、登録団体から前条の規定により登録の変更の届出があった場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、紀の川市市民活動団体登録変更承認通知書(様式第7号)又は紀の川市市民活動団体変更不承認通知書(様式第8号)により、当該登録団体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項により登録の変更を承認した場合は、登録名簿を変更するものとする。 (登録の抹消)

- 第10条 市長は、第8条の規定により登録の抹消の届出があったときは、その登録を 抹消するものとする。
- 2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を抹 消することができる。
- (1) 第2条に規定する市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (2) 次条に規定する報告がなかったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により登録の申請を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録が不適当であると市長が判断したとき。
- 3 市長は、前2項いずれかの規定により登録の抹消を行った場合は、紀の川市市民活動団体登録抹消通知書(様式第9号)により、当該登録団体に通知するとともに、登録名簿から抹消する。

(状況の調査)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、登録団体に対し、登録事項に関することについて、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、市民活動団体の登録に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。